

北朝鮮のミサイル発射に対し毅然とした対処等を求める意見書

平成29年3月6日、北朝鮮は射程1000キロメートルと言われるスカッドERミサイル4発を日本海に向けて発射した。

政府関係者は、4発はいずれも約1000キロメートル飛行し、秋田県男鹿半島西方の約300から350キロメートルの日本海上に落下、うち1発は能登半島から北に200キロメートルへの落下と推定されると発表した。

また、北朝鮮はこれまでも核兵器開発、拉致問題を初め我が国の安心・安全を脅かすだけでなく、北東アジア全域に対し極めて危険な行動を続けている。

さらに北朝鮮は、今回新たに在日米軍を攻撃する旨の声明を出しており、在沖米軍の存在が沖縄県民にも大きな不安を与えている。

これは、国連安保理決議や日朝平壤宣言に違反するとともに、六カ国協議共同声明の趣旨に反するものであり、このような国際社会のルールと秩序を踏みにじる行為に対して、断固とした対応をとらざるを得ないものと判断する。

よって本県議会は、政府として今回の北朝鮮によるミサイル発射や核兵器開発を断じて容認せず、また、拉致問題の一日も早い解決に向け、冷静かつ平和的な外交交渉で取り組むよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月29日

沖 縄 県 議 会

内閣総理大臣	}	宛て
外務大臣		
防衛大臣		
拉致問題担当大臣		